

## 第3部第10章 検査（準備期）

### 第10章 検査

#### 第1節 準備期

##### 1 目的

患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査（迅速検査キット）等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。なお、本章においては、このうち、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきた、PCR検査等や、病原体の抗原を確認する検査を念頭に置き対策を記載する。

新型インフルエンザ等の発生時に、その病原体の検出手法を速やかに開発するとともに、診断に有用な検体採取の部位や採取方法を定め、患者の診断を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築する必要がある。この体制により、患者を治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に市予防計画に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。また、検査体制の整備においては、J I H S や 県 衛 生 環 境 研 究 所 等 の ほ か、 医 療 機 関、 研 究 機 関、 民 間 検 査 機 関 及 び 流 通 事 業 者 等<sup>85</sup> と の 連 携 に よ り、 迅 速 に 検 査 体 制 の 構 築 に つ な げ る た め の 準 備 を 行 う。

---

<sup>85</sup> 試薬・検査機器の製造から流通に係る事業者や検体の搬送に係る運送事業者等をいう。

## 第3部第10章 検査（準備期）

### 2 所要の対応

#### （1）検査体制の整備【保健医療部】

ア 市は、市予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための準備を行う。

イ 市は、J I H Sや県衛生環境研究所等と試験・検査等の業務を通じて平時から連携を深めるとともに、市内の検査実施機関における検査体制を構築する。

ウ 市は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。

エ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、県衛生環境研究所等、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担について、平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、市は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。

#### （2）研修等による検査体制の維持及び強化【保健医療部】

ア 市は、県衛生環境研究所等が実施する研修や訓練を通じて、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か確認する。

イ 市は、J I H Sが実施する、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練に積極的に参加する。

ウ 市は、J I H S等が実施する検査に関する技術や知識の取得及び向上等に資する研修に積極的に参加する。

エ 市は、感染症のまん延に備え、感染症法に基づく県連携協議会等を活用し、平時から市保健所のみならず、市内の関係機関等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化するとともに、検査体制・方針等について関係機関と協議した結果等を踏まえ、市予防計画を変更する。なお、県連携協議会における関係機関は、県、県内の保健所設置市、県衛生環境研究所等及び専門職能団体等である。

#### （3）検査実施状況等の把握体制の確保【保健医療部】

市は、県と連携し、県と検査措置協定を締結した機関に係る検査実施機関名、検査実施可能数、検査実施数・検査結果（陽性数等）等の情報を効率的に収集し、市内の状況を把握することに努め、厚生労働省が整備する仕組みを活用し、電磁的な方法を

### 第3部第10章 検査（準備期）

活用して収集・報告を行う。

#### （4）研究開発支援策の実施等

##### ア 研究開発体制の構築【保健医療部】

市は、国が主導する検査法の研究開発について、感染症指定医療機関や感染症の診療を行う医療機関等、治験体制を整えることが可能な医療機関に対して治験への参加を呼びかける等、臨床研究の実施に積極的に協力する。

##### イ 検査関係機関等との連携【保健医療部】

市は、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

##### ウ 有事における検査実施の方針の基本的な考え方の整理【保健医療部】

市は、国が整理する、それぞれの検査方法をどのような対象者に対して行うか等の基本的な考え方を示す検査実施の方針に基づき、検査実施の方針について確認し、有事に備える。

## 第3部第10章 検査（初動期）

### 第2節 初動期

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、海外で発生した段階から病原体等に関する情報を迅速に入手するとともに、国が確立する検査方法により、検査体制を早期に整備することを旨とする。

市内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

#### 2 所要の対応

##### （1）検査体制の整備【保健医療部】

ア 市は、国の要請により、対応期における発熱外来の迅速な稼働を可能とするため、市予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、速やかに検査体制を立ち上げる。また、準備期の準備に基づき、検査に必要な予算・人員を確保し、必要に応じて、研修等を実施し、更なる人員確保を図る。

イ 市は、市内での新型インフルエンザ等の発生時に検体や病原体の迅速な搬送が実施できるよう、必要に応じて運送事業者等と協定等を締結するとともに、検体搬送の一元化の必要性について判断する。

##### （2）研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及【保健医療部】

市は、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

##### （3）リスク評価に基づく検査実施の方針の検討【保健医療部】

市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づくリスク評価により国が決定した検査実施の方針<sup>86</sup>を踏まえ、必要な検査体制を整備する。また、国及び県と連携し、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。

---

<sup>86</sup> 感染症の特徴や病原体の性状から、検体採取部位や検体採取時期等の検体採取方法を決定するとともに、流行状況等も踏まえ、検査の優先順位等を検討し、検査対象者を決定する。

## 第3部第10章 検査（対応期）

### 第3節 対応期

#### 1 目的

地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法等を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、市内における新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図るため、検査体制を検討する。

#### 2 所要の対応

##### （1）検査体制の拡充【保健医療部】

ア 市は、市予防計画に基づき、必要に応じて検査体制を拡充する。

イ 市は、検体や病原体の迅速な搬送が実施できるよう、必要に応じて運送事業者等と協定等を締結するとともに、協力事業者の拡大や外部委託、検体搬送の一元化の必要性について判断し、必要な対応を行う。

##### （2）研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及【保健医療部】

市は、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

##### （3）リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し【保健医療部】

市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づくリスク評価により、国が示す検査実施の方針<sup>87</sup>を踏まえ、必要に応じて市内における検査実施方針の決定又は見直しを行う。また、国及び県と連携し、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、市民

---

<sup>87</sup> 初動期と同様、感染症の特徴や病原体の性状から、検体採取部位や検体採取時期等の検体採取方法を決定するとともに、流行状況等も踏まえ、検査の優先順位等を検討し、検査対象者を決定する。対応期においては、これらに加え、検査実施能力の確保状況を踏まえ、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の観点から検査対象者を拡大する場合もある。

### 第3部第10章 検査（対応期）

等に分かりやすく提供・共有する。